

# 基本計画 各論

計画推進編

NO.

# 1 戦略的な行政経営体制の確立

## 現状と課題

- 地方分権の進展により、地方自治体には、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果についても責任を負う、自立した行政運営が求められています。
- 市民生活が複雑・多様化する中で、市民ニーズと行政サービスを適合させるためには、成果を重視した目標をいかに達成するか、人・物・金といった経営資源をいかにマネジメントするかが重要となっています。
- 本市の行政経営改革は、平成16年2月に策定した「西宮市行政経営改革基本計画」に基づき、「行政経営型マネジメントの確立」と「参画と協働のまちづくりの推進」に取り組んできました。行政評価制度や指定管理者制度などを導入し、「参画と協働の推進に関する条例」を制定するなど成果を上げてきましたが、今後さらに職員の「意識改革」を図り、取組みを強めていく必要があります。
- 県や近隣各市町と連携する中で、災害時における相互応援、文化的施設の相互利用、行政情報の一元的提供など共同の事業や広域的な諸課題の解決に取り組んでいます。今後は、新たな地方自治制度や連携・協力体制の調査・研究を進めていく必要があります。
- まちづくり評価アンケート(平成24年度実施分)では、「戦略的な行政経営体制の確立」について市民の期待度(4.92)と満足度(3.28)の差が1.64で、平均値1.21より大きくなっていることから、市の取組みを一層強化し、職員及び市民への情報提供をさらに充実していく必要があります。

## 主要な施策展開

### (1) 行政マネジメントシステムの確立

市民満足度や成果主義の視点に立ち、最適な事業・施策や経営資源の効果的な配分を行っていく「経営」型の行政運営への転換を図るため、行政評価を中核とする行政マネジメントシステムを構築し、事業の取捨選択、優先度付けなど経営資源の配分の仕組みを確立します。また、新規の大型公共事業等については、公共事業実施の意思決定プロセスにおける透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、「公共事業評価」の手法を活用していきます。

さらに、経営資源の一つである公共施設の機能の再編・有効活用をはかるため、公共施設マネジメントを進めます。

### (2) 市民の参画と協働

まちづくりの主役は市民であるとの考え方のもと、パブリックコメントの実施や附属機関等における公募委員の選任など多くの市民の市政運営への参画を図るとともに、市民等から協働事業の提案を受けるなど市政の様々な場面において、市民の参画と協働を進めます。

### (3) 民間活力・ノウハウの活用

「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、市民団体やコミュニティ・NPO・企業など多様な主体で公益を担う社会を実現するため、民間参入が可能な分野においては、指定管理者制度やPFIといった手法を取り入れ、効率的な事業展開を図ります。また、これまでの民活手法の実績について評価検証を行います。

### (4) 地方分権と広域連携の推進

地方分権により拡大した権限に基づき、市民ニーズに対応した行政サービスを行うために、市民に身近な基礎自治体として主体的に施策を展開し、都市の魅力を高めていきます。

また、兵庫県や近隣市町との連携により、防災や観光、医療などの各部門間で広域的な取組みを進めながら、効率的・効果的な行政サービスの提供を目指します。さらに、広域的な諸課題や市民ニーズの動向に合わせ、新たな連携・協力体制の整備に努めます。

## 基本方針

「限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行う」ことを理念に、行政運営の仕組みや職員の意識の改革など、組織文化の変革に取り組むとともに、市民の参画と協働を進め、より効果的な施策展開を図ります。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

市の行政経営改革の取組みを推進し、行政運営の仕組みや職員の意識を変革するため、行財政運営に対する市民満足度を重点指標に位置付けます。また、行政経営全般の取組みに対する職員の理解度に指標を設定し、取組みを進めます。さらに、平成21年4月から「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を全面施行していることから、協働事業実施件数を新たな指標として設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市の行財政運営への市民の満足度	%	10(H18)	10.37	30.0	↗
	H30目標値の設定理由	式	アンケート			
○	行政経営全般の取組みに対する職員の理解度	%	-	39.4	90.0	↗
	H30目標値の設定理由	式	アンケート			
	協働事業実施件数	件	-	111	150	↗
	H30目標値の設定理由	式	市民等と市の協働事業を実施した件数 市民等と市の協働事業の増加見込みをもとに設定			

## 主な部門別計画

■ 公共施設マネジメントのための基本的な方針【政策局：平成24年12月～】

## 2 組織の活性化と職員の育成

### 現状と課題

- 限られた経営資源を効率的、効果的に活用するためには、事務事業実施部局が主体性と自律性をもって対応することが必要であり、また、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ機動的に対応するための組織体制が求められています。
- 地方分権の進展や中核市への移行に伴い市の権限と責任が拡大するなか、市民に対し質の高い行政サービスを提供していくために、ますます職員の能力の向上が求められています。
- 執行体制や事務事業の見直しにより職員数の削減を行っていますが、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、近年、職員構成に大きな変化が起きている中、今後より一層、次代を担う人材の確保と育成、技能・技術の伝承が必要となってきています。
- 社会経済情勢の急速な変化による業務の複雑化・高度化などによるストレスの増大に伴い、メンタルヘルス不全となる職員が増加傾向にあり、職員に対するメンタルヘルスクア対策が求められています。
- 行政課題が多様化・複雑化する中で、複数部局にまたがる事案が増えてきているため、分野横断的な取組みが一層求められています。

### 基本方針

市民満足度の向上のため、高い倫理観と創造力豊かで行動力のある職員を組織的に育成するとともに、組織の活性化を図ります。特に、組織内のマネジメントやコミュニケーションを重視し、職員が組織目標に向けて協力しながら能力を発揮することで達成感・充実感が得られ、さらなる意欲や向上心に繋がるような継続性のある人材育成に取り組みます。

### 主要な施策展開

#### (1) 組織・事務管理

社会経済情勢のめまぐるしい変化の中にあって、新たな行政課題や複数部局にまたがる分野横断的な課題、また多様化する市民ニーズに的確に対応するため、グループ制(局内連携課)やプロジェクトチームを有効に活用し、柔軟かつ機動的な組織体制をめざします。組織の役割と目標を明確にし、点検・評価することにより組織の活性化を図ります。また、事務処理における情報共有や意思決定のあり方の見直しのほか事務処理適正化委員会の設置などにより、事務管理上のリスクマネジメントに取り組みます。

#### (2) 人事管理

団塊の世代の大量退職による職員の年齢構成の歪さが一定解消されつつあることを受けて、今後、新たな年齢層のピークを作らないよう年齢構成の平準化の観点から計画的な職員採用を行っていくことや、嘱託職員・臨時職員等を活用して柔軟な執行体制の構築に取り組みます。

世代交代が急激に進み、これに伴う組織力の低下が危惧されることから、高齢職員の長年培った豊かな経験・知識、技能等を活用していくことにより組織の活力を維持していきます。

人材育成を基軸にした新たな人事評価制度を確立し、職員に求める能力の構築、職務を遂行するに当たり、発揮した能力・業績を客観的・公正に把握して、真に能力本位による適材適所の配置や任用、給与等への反映を行っていきます。

また、メンタルヘルスクア対策として、セルフケアだけでなく、ラインによるケア等の充実を図ります。

#### (3) 人材育成

平成24年3月に改定した「西宮市人材育成基本方針」に基づき、主体的に常に求めていく職員の育成とコミュニケーションが活発な職場環境を整備するために、基本研修や派遣研修、職場研修を実施し、全体の奉仕者、行政の専門家としての職員の資質の向上を図るとともに、国内先進事例研究研修等を通じて社会・経済の構造変化にも対応できる専門知識や能力を備えた人材の育成に努めます。OJTやマネジメント研修、リーダーシップ研修などを実施し、快適な職場環境づくりと「職場での人材育成」をバックアップするとともに、能力開発のため自己啓発を支援するプログラムも実施します。

### まちづくり指標

#### 指標の考え方

各種研修の講師・テーマを常に吟味し、職員の研修内容に対する満足度を含めた理解度を重点指標に位置付け、倫理観と創造力・行動力を備えた人材の育成を進めます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	研修内容に対する市職員の理解度評価 (受講後アンケート調査による5段階)	点	3.7	4.1	4.2	↑
		式	理解度評価と受講者数の加重平均			
		H30目標値の設定理由	少なくとも評価4が60%、評価5が30%以上となることをめざします			

### 主な部門別計画

■ 西宮市人材育成基本方針【総務局：平成15年1月～(平成24年3月改定)】

NO.

# 3 ICT(情報通信技術)の活用

## 現状と課題

- 本市は、全国に先駆けて総合的な行政情報システム構築に取り組み、情報インフラを整備したこともあり、電子自治体の先進都市と評価されています。
- 市民アンケートによると、パソコンや携帯電話などを使用して「週1回以上インターネットを利用する」と答えた人の割合は9割近くに達しており、市民の日常生活でのICT(情報通信技術)利用が進むなか、ホームページが市の有効な情報受発信手段の一つになっています。
- 今後、地方分権が進むなかで都市間競争を勝ち抜き、魅力的なまちであり続けるためには、業務単位・組織単位を超え、行政経営の視点に立った、より高度なICT活用への取組みが重要となっています。
- 平成23年度からは「第3次西宮市情報化推進計画」に基づいて、情報通信技術の導入・利活用・管理体制の確立、強化を図る「ICTガバナンス」を基本目標とし、さらなる情報化推進に取り組んでいます。
- ICTの活用にあたっては、すべての市民に有用であること、安心と信頼が確保されていることが求められ、情報格差の解消と情報セキュリティの強化が必要となります。

## 基本方針

戦略的な行政経営を支える高度なICTの利活用と情報セキュリティの強化を図り、「市民第一義」を基本に、すべての市民に信頼され、誰もがICTの恩恵を受けることができる「心かよう、開かれた電子自治体」をめざして、情報化施策を推進していきます。

## 主要な施策展開

### (1) ICTによるコミュニケーションの活性化

市ホームページのより一層の機能向上を図り、携帯電話やスマートフォンなどの新しい情報端末へ適時対応することで、広く・深く・迅速な情報提供を推進するとともに、情報共有、コミュニケーションが可能なツールとして、市民参画・協働における各種取組みに積極活用していきます。また、操作性向上のためウェブアクセシビリティ(高齢者や障害のある人など、心身の機能に制限のある人でもウェブで提供されている情報に問題なくアクセスできること)に配慮することで、すべての人々にとって、簡単で使いやすいICTの利用をめざして、情報格差の解消に努めます。

### (2) ICT活用による全体最適化の推進

ICTを活用した行政の高度化、簡素化、効率化にあたっては、ICTに関する調達における企画、運用、評価などを管理するICT調達プロセス管理の体制を確立するとともにガイドラインを作成し適時更新していきます。ICT調達の全体像を把握しつつ、行政経営の視点で、行政事務そのものを見直すことによる全体最適化をめざして取り組みます。また、行政経営に必要な各種データを有効に利用し、戦略策定・意思決定を支援するためのシステムを整備します。

### (3) 情報セキュリティの強化

庁内におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実し、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティの確保を徹底します。また、緊急時に対応できる業務継続計画(BCP)を整備し、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供可能な体制づくりを行います。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

ICTを積極活用し、市民との情報共有、情報提供を促進するため、ホームページの充実を重点指標に位置付けるとともに、情報セキュリティを強化する取組みを進めています。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市ホームページを利用している人の割合	%	22.2	-	75.0	↑
		式	市民意識調査			
	H30目標値の設定理由		-			
○	情報セキュリティの内部監査実施率	%	6.0	14.3	90.0	↑
		式	内部監査を実施している課・グループの割合			
	H30目標値の設定理由		-			

## 主な部門別計画

■ 第3次西宮市情報化推進計画【政策局：平成23年4月～平成26年3月】

# 4 健全な財政運営

## 現状と課題

- 普通会計ベースによる市債残高は、阪神・淡路大震災からの復興に多額の市債を発行したことなどから、ピーク時には3,000億円を超えました。また、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率についても震災前は80%を下回っていたのが105.1%まで悪化するなど、一時は赤字再建団体への転落が危ぶまれるほどの危機的状況に陥りました。
- 市債残高については、平成10年度末にピークを迎えた後は減少の一途をたどっており、通常債に限ればようやく震災前の1,000億円を下回る水準に戻りつつあります。しかし、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債の発行額が毎年度多額に上っており、総額では今後、大幅な減少が見込みにくい状況となっています。
 

また、経常収支比率についても、中核市の平均値である90%前後に対して、90%台後半の高い比率で推移しており、依然として硬直化した財政構造となっているため、財務体質の改善が課題となっています。
- 実質公債費比率や将来負担比率など4つの財政指標の公表が、地方公共団体財政健全化法の制定により義務付けられました。このことにより、一般・特別会計に加え、公営企業や外郭団体、第3セクターまで含めた幅広い観点から、健全化に向けた財政運営の取組みが一層求められるようになっていきます。
- 多くの公共施設が老朽化の問題を抱えていることから、今後は大規模改修や改築更新などの経費の増大が想定されており、これらの事業を進めるための財源確保が課題となっています。
- 国の地方公会計改革に呼応して、複式簿記の考え方を導入し、公営企業や第3セクターを含む連結ベースでの財務諸表4表の開示を行っていますが、市民に分かりやすい開示方法や行財政運営への活用についての検討が必要となっています。
- 入札・契約については、競争性、公正性を高めるとともに、適正価格での契約の推進と入札及び契約の過程並びに契約内容のより一層の透明性を確保するため、入札手続の改革に向けた取組みに着手しています。また、教育委員会所管分を市長部局に統合するなど、契約事務の効率化も図っています。

## 基本方針

震災前のように安定した財政基盤を確立することをめざし、中長期的な視点に立った健全な財政運営を、全庁を挙げて推進するとともに、市民に分かりやすい財政状況の公表に努めます。

## 主要な施策展開

### (1) 財政指標の改善

今後、人口増や高齢化の進展などによる社会保障関係経費の増大、先行き不透明な経済情勢による市税収入への影響など、財政収支の見通しに大きな影響を及ぼしかねない要因があることから、絶えず正確な情報収集、分析に努めるとともに、実質公債費比率や経常収支比率などの財政指標の改善に向け、常に適正な予算編成・予算執行をめざした取組みを行います。

また、ホームページや市政ニュース等を通じ、適宜財政情報の提供を行います。

### (2) 市保有財産の有効活用

市が保有する土地について、将来の事業実施のために必要な用地として有効活用が図れないか検討を行うとともに、具体的な活用方法が見出せない土地については、暫定利用や売却処分も視野に入れた検討を行います。

### (3) 契約・検査の改善

電子入札の更なる拡大により入札手続の効率化、透明性を高めるとともに、一般競争入札の範囲拡大や総合評価方式の導入など、制度の一層の改善を進めます。また、適正価格での契約の推進を図るため、予定価格や最低制限価格等の公表時期に関する見直しを行うとともに、ホームページによる入札・契約情報の公表などを通じて透明性の確保に努めます。検査についても、検査内容の統一化、基準や工事成績の公表を行っており、引き続き公共工事の適正な施工の確保、工事の品質向上を図ります。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

財政の硬直化の改善に向け、実質公債費比率の低下を重点指標に位置付け、健全な財政運営に取り組んでいきます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	実質公債費比率	%	13.7	8.5	5.0	↓
		式	標準財政規模に対する公債費等(一般財源)の割合			
	H30目標値の設定理由		安定した健全な財政運営を行うために必要			

NO.

# 5 市税の賦課・徴収体制の強化

## 現状と課題

- 市税は、市財政の根幹をなす貴重な自主財源であり、その収入は一般会計の約50%を占めています。
- 市税収入は、平成4年度では860億円であったものが、震災などの影響で平成7年度には680億円まで落ち込んだものの、税制改正や景気の回復などもあり800億円を超える額まで改善してきています。しかし、今後の税収については、景気の動向等に影響を受けることから、その予測は困難な状況です。
- 近年の市税収納率は、現年度分が97%～98%、過年度滞納分が20%程度で推移しています。現年度分の未納額が次年度の滞納繰越分となることから、現年度分の収納率の更なる向上と、長期・高額なケースなどの滞納の整理が課題となっています。

## 基本方針

税収の確保を図るため、地方税法等に基づく適正な賦課・徴収を推進するとともに、納付機会の拡大など納税環境の整備を図ります。また、税負担の公平・公正の確保のため、より一層、厳正かつ適正な滞納整理に努めます。

## 主要な施策展開

### (1) 自主納付の推進等

住民福祉向上など市政推進の貴重な財源である市税収納率の向上、定着を図るには、納期内納付の向上が欠かせず、複雑な税制度の理解が得られるよう、市政ニュースやホームページなどでの広報や街頭啓発に努めます。また、収納の効率化、及び安定等の面から納付機会の拡大や利便性の向上を図るため、口座振替やコンビニ収納に加え、クレジットカードでの納付や携帯電話を利用した納付（モバイルレジ）なども促進します。更に、納付促進のため、早期催告などの環境整備等についても検討していきます。

### (2) 賦課徴収体制の整備

税制改正などに応じ、適正な賦課・徴収事務が行えるようシステムの整備などに努めるとともに、専門的知識等を有する人材の育成を図ります。また、滞納整理においては、早期かつきめ細かい納付相談・指導を実施するとともに、長期・高額な滞納については、徹底した財産調査を進め、差押えた財産についてはインターネット公表などを活用した換価処分を積極的に行うなど、滞納整理の強化に努めます。

### (3) 租税教育の推進

次代を担う小・中学生等、将来の納税者に、税の意義や役割などを主体的に考える場を提供する租税教育は、税制への関心の高まりが期待できるだけでなく、社会の構成員として納税することの大切さを学校や家庭等を通じて育むことにもつながることから、租税教室などの取組みを推進します。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

市税収入の確保は、財政運営上においても、また、税負担の公正・公平からも重要であり、市税収納率を重点指標に設定して、収納率の向上と滞納額の縮減を図ります。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市税収納率	%	98.6	98.8	99.0	↗
		式	収入額/調定額(現年度分)			
	H30目標値の設定理由	近年の収納率を参考に設定				

# 6 計画的な施設の整備・保全

## 現状と課題

- 平成 18 年 1 月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、平成 27 年度までの耐震化率の数値目標が示されました。
- これまで整備してきた公共施設の老朽化が進み、維持管理及び保全整備費用の増加が避けられなくなっています。今後の人口動向や地域の状況、市民ニーズ等を踏まえて施設の必要性を十分検討し、将来的な財政負担を軽減できるよう、施設整備のあり方を検討していく必要があります。また、予防保全の観点から、定期的に点検し優先順位を考慮しながら適正な修繕を行い、施設の管理費用の低減と長寿命化を図ることが求められています。

## 基本方針

公共施設の全市的な最適化を目指した「公共施設マネジメント」を推進し、市民サービスをできるだけ維持しつつ、安全で安心な公共施設の整備に努めるとともに、効率的な施設の管理を行います。

## 主要な施策展開

### (1) 安全・安心で利用しやすい施設整備

建物の耐震化については、災害時に重要な拠点となる施設などを優先的に実施し、耐震化率 100%をめざします。耐震化は施設の重要度に応じた耐震強度の割り増しを行うとともに、今後は、津波に対する対応等も検討し、安全・安心な施設整備に努めます。

また、誰もが使いやすいバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します。

### (2) 施設の計画的・効率的な保全・改築

施設の維持・保全においては、市が管理している公共施設のうち、一定規模以上の施設を対象とした「中長期修繕計画」に基づき、計画的に施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、公共施設の計画的・効率的な改築等を図るため、鯨池浄水場跡地活用の検討を行います。

### (3) 環境への配慮

公共施設の新築や増改築時には、太陽光などの再生可能エネルギーや省エネルギーの取組みを検討し、環境負荷低減に配慮した施設整備を推進します。

### (4) 公共施設マネジメントの推進体制づくり

公共施設に関する情報について、全庁的に一元管理を行うための仕組みを構築します。また、各施設所管課をはじめとする関係部局による全庁横断的な連携・推進体制を構築します。

### (5) 本庁舎周辺の整備

(仮称)総合防災センターの整備については、教育委員会庁舎の建替えと合わせて実施するほか、本庁舎周辺の施設配置について、調査・研究を行います。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

公共施設の耐震化率を重点指標に位置付け、「西宮市耐震改修促進計画」に基づき、災害時に重要な拠点となる施設や不特定多数の人が利用する公共施設の耐震化を進めていきます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市の管理する公共施設の耐震化率 (学校園・市営住宅・水道施設を除く特定建築物)	%	59.4	78.9	100.0	↗
		式	耐震化棟数/対象棟数			
	H30目標値の設定理由		西宮市耐震改修促進計画の目標値による			

## 主な部門別計画

- 公共施設マネジメントのための基本的な方針【政策局:平成24年12月～】
- 西宮市耐震改修促進計画【土木局:平成20年4月～平成28年3月】

NO.

# 7 広報・広聴活動の充実

## 現状と課題

- 市は、市政ニュースをはじめ、ケーブルテレビ、民間テレビ局、FMラジオ、市民べんり帳、ホームページなどの情報媒体を通じて、市政情報を市民に広く発信しています。特に市政ニュースは、最も利用率が高く、市民に広く親しまれている重要な情報媒体となっています。また、平成24年度から民間事業者との共同発行により、市民べんり帳の市負担ゼロとカラー化を実現しました。
- 市民のニーズを市施策に反映するため、市民の声などの広聴機能を通じて市民の意見や要望の把握に努めています。
- 市民生活を豊かにするための各種相談業務に取り組んでいます。
- 市は、平成15年に「西宮市市民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱」を策定し、重要な計画などを立案する際には、パブリックコメント手続を実施し、意見募集を行っています。また、平成21年度からは「参画と協働の推進に関する条例」に基づいて運用しています。
- 市民とともにまちづくりを進めるため、今後も市民の市政への関心を高め、市民の意見・要望等を市政に反映させる取組みが求められています。

## 主要な施策展開

### (1) 市政情報の提供

市民生活に関わる様々な情報をはじめ、市の施策や予算、決算に関する財務情報など大切な情報を、各年齢層にわかりやすく理解しやすい形で提供するために、広報媒体へのユニバーサルデザインの導入や子ども版市政ニュースの発行、ホームページキッズサイトの運用など、各媒体の特性に応じた広報に取り組みます。

### (2) 広聴機能の充実と共有化

行政と市民が一体となってまちづくりを進めるため、窓口相談、市民意識調査、出前講座などの充実を図り、市民の意見等が市政運営に反映されるよう努めます。また、市民からよく寄せられる疑問とその回答を「よくあるご質問」としてホームページに掲載し、利便性を高めます。

### (3) 広聴機会の充実

意識調査や審議会等における市民委員の募集、パブリックコメントの実施や、できるだけ多くの市民から直接意見を聴く機会を設けます。

## 基本方針

市民とともにまちづくりを進めるため、市民が必要とする情報の提供に努めるとともに、市政の現状や課題についての情報提供や市民ニーズの把握など、広報・広聴活動の充実を図ります。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

広報活動の充実を図るため、市政ニュースの活用割合を重点指標に位置付けます。また、市民の市政の疑問に対する解決を容易にするため、ホームページに「よくあるご質問」を掲載しており、そのアクセス件数を、新たな指標に設定します。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	市政ニュースの活用割合	%	71.3	-	85.0	↗
		式	アンケート			
	H30目標値の設定理由		過去の実績を踏まえて設定			
○	「よくあるご質問」アクセス件数	千回	569	1,439	2,000	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由		過去の実績を踏まえて設定			



# 8 市保有情報の公開と個人情報保護

## 現状と課題

- 市保有情報および自己情報に対する関心の高まりから、情報公開請求、自己情報開示請求ともに、それぞれについて年間 500 件を超える請求が行われています。実情では年平均 10 ～ 20%ほど増加していますが、年度毎に変動要因もあり、積極的な情報提供制度の整備が進めば増加率は鈍化すると見られます。
- 市では、平成 13 年にそれまでの「西宮市公文書公開条例」を「西宮市情報公開条例」へと改正しました。情報公開請求に対する公文書の公開率は約 98%（文書不存在を除く）であり、開かれた市政を推進するため「原則公開」の趣旨のもと、行政情報の適正な提供を行っています。
- 平成 15 年の「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の制定に伴い、本市でも「西宮市個人情報保護条例」の全部改正を行いました。個人情報の漏えいや悪用などによる被害が社会問題となっている一方で、災害時等に援護を必要とする高齢者などの個人情報の共有の必要性が目立っており、個人情報保護制度の正しい運用が求められています。
- 「公文書館法」によって自治体は、歴史資料として重要な公文書等の保存および利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとされており、市の保有する歴史的に価値ある文書の活用が求められています。また平成 23 年 4 月施行の「公文書等の管理に関する法律」により、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策の実施に努めることとされています。

## 基本方針

西宮市情報公開条例と個人情報保護条例を遵守し、行政が保有する情報の適正な取り扱いを徹底するとともに、アカウントビリティ（説明責任）を果たすため、市保有情報の公開に積極的に努めます。

## 主要な施策展開

### (1) 情報公開制度の適切な運用

市の諸活動を市民に説明する責任を果たし、より一層の信頼確保と市民参加を進めるため、情報公開制度の適切な運用に努めます。

### (2) 個人情報の適切な管理

一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、災害時等に援護を必要とする高齢者などの個人情報の共有などについて、個人情報保護審議会等の検討を通じて、制度の適正な運用を図ります。

### (3) 歴史資料の保存・活用

過去の市の施策や歴史を解明する基礎資料である公文書等を市民共有の財産として広く収集・保存するとともに、一層の活用を図るため、市民や研究者の利用に供することのできる場の整備に向けた検討を進めます。

### (4) 統計データの有効活用

国勢調査をはじめとする各種調査を適正に行うとともに、ホームページや統計書などを通して、結果をわかりやすく公表し、市民の市政への理解を深めるとともに、客観的な統計データが各種施策や事業に活用されるよう取り組んでいきます。

## まちづくり指標

### 指標の考え方

情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用と市民への制度の定着を図るため、情報公開、自己情報開示請求件数を重点指標に位置付けます。

重点	指標名	単位	当初値(H19)	現状値(H24)	目標値(H30)	指標方向
◎	情報公開・自己情報開示請求件数	件	705	1,273	1,300	↗
		式	-			
	H30目標値の設定理由	近年の動向を参考に設定				

